平成２４年（再イ）第１３号

新潟市南区獺ケ通748番地10

再生債務者　青木　　亨

1　決議に付する再生計画案　平成24年７月10日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月７日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月７日まで

平成24年７月17日　　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第２０号

長崎県佐世保市吉井町直谷1007番地68

再生債務者　川渕　博一

1　決議に付する再生計画案　平成24年５月23日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月７日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月14日まで

平成24年７月17日

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２４年（再イ）第２号

長崎県佐世保市権常寺町1309番地６

再生債務者　嘉村　正信

1　決議に付する再生計画案　平成24年５月31日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月７日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月14日まで

平成24年７月17日

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２３年（再イ）第７２号

岡山市北区東古松２丁目９番14―409号

再生債務者　野村秀敏こと　文　　秀敏

1　決議に付する再生計画案　平成24年６月６日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月８日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月８日まで

平成24年７月18日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第３号

熊本市西区上代８丁目22番23号

再生債務者　宮地　　仁

1　決議に付する再生計画案　平成24年６月25日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月10日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月10日まで

平成24年７月13日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第１３号

青森市大字荒川字柴田275番地８

再生債務者　川村　昭司

1　決議に付する再生計画案　平成24年７月12日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月15日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月15日まで

平成24年７月18日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第７号

山口県周南市大字安田１番地の17市営三丘住宅Ｄ棟43号

再生債務者　片山　理沙

1　決議に付する再生計画案　平成24年７月17日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月15日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月15日まで

平成24年７月18日　山口地方裁判所周南支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第１３７４号

大阪府枚方市茄子作４丁目32番８号ラ・ネージュ枚方506、認可決定時の住所枚方市茄子作東町35番10―202号北田ハイツ２階203号室

再生債務者　小野　依子

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年３月30日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年７月17日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第２号

京都府舞鶴市字溝尻91番地１

再生債務者　野村　幸二

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成24年７月17日　京都地方裁判所舞鶴支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第３号

山形県東根市大字蟹沢2110番地174

再生債務者　安達　孝幸

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年８月10日まで

平成24年７月17日　　山形地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２号

福岡県福岡市南区大橋３丁目23番36―401号、開始決定時の住所沖縄県浦添市字港川433番地雇用促進住宅牧港宿舎１―206号

再生債務者　三角　清丈

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月17日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（再ロ）第１号

山口県岩国市桂町１丁目２番37号

再生債務者　松本　孝一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月18日　山口地方裁判所岩国支部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年十月一日であり、一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月十日

掲載頁　八十二頁（号外第一五〇号）

平成二十四年七月二十六日

東京都文京区後楽二丁目五番一号

（甲）日立建機株式会社

代表執行役　辻本　雄一

茨城県稲敷市柴崎六七九三番地

（乙）つくばテック株式会社

代表取締役　高本　昇

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年九月一日であり、一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）http://alc.co.jp/sa/

平成二十四年七月二十六日

東京都杉並区永福二丁目五四番一二号

（甲）株式会社アルク

代表取締役　平本　照麿

東京都杉並区永福二丁目五四番一二号

（乙）株式会社アルクネットワークス

代表取締役　平本　照麿